

(Japanese Academy of Learning Disabilities)



# 日本LD学会会報

第37号

事務局：栃木県カウンセリングセンター内

〒320-0851 宇都宮市鶴田町687-9 ムギショウビル2F TEL. 028-649-0090 FAX. 649-1213

URL. <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jald/>

## 変わる障害モデルとLD

白百合女子大学教授

林 洋 一

1980年に初版が刊行されたWHOの国際障害分類 (ICIDH) の改訂作業が進んでいます。現在、日本障害者リハビリテーション協会で日本語版の作成作業中で、今秋には公刊されるそうです。

従来のWHOの障害についてのモデルは、「疾患」が「心身の機能障害」を発生させ、それが「能力の障害」を引き起こして「社会的不利」を生み出すというものでした。つまり、器官レベルでの疾患が元になり、それが社会的不利益を生じさせるというものです。

新しいモデルも、基本的にはそれに準じています。しかし、「心身の機能・構造」という生物学的次元、「活動」という心理的次元、「参加」という社会的次元がそれぞれに相互作用を持ち、それが全体として「健康状態 (心身の変調・疾病)」と深く関わるという複雑な多次的構造を考えているのです。そしてさらに、「環境因子」と「個人的因子」の両者が相互作用を持ちながら、生物学的次元・心理的次元・社会的次元の全てに関わるという図式になっています。

LDは認知の偏りに起因する比較的軽度の障害であり、その予後は概して良好であるとされています。しかしながら、必ずしもそうはいかないケースがあり、思春期に深刻な危機を迎える事例や、成人してからも社会の中に居場所を見つけられない事例もあります。LDへの対応についても、新モデルに基づく具体的な支援策を策定していく必要があるでしょう。

昭和26年に発効した「児童憲章」には、『すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる』という条項があります。衣・食・住全ての面で混乱状態にあった当時の日本で、このような崇高な理念に基づいて教育を考えていたことは、ある意味で驚きです。それから半世紀、当時とは比較にならない安定と繁栄を手にしたわが国ですが、児童憲章の目指した理想にはまだまだほど遠いのではないのでしょうか。LD児・者への有効な具体的支援を進めることは、この憲章の掲げた理想に一步近づくことになるのです。